

平成二十七年五月十二日受領
答弁 第二一〇号

内閣衆質一八九第二一〇号

平成二十七年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に
関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年四月七日内閣衆質一八九第一七六号）二についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年四月二十一日内閣衆質一八九第一九六号）二についてでお答えしたとおりである。